

## 市川市スポーツ推進委員の活動について

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第 32 条に基づき市長が委嘱する非常勤職員として、地域のスポーツ団体や学校、PTA、自治会などと密接な連携を保ちながらスポーツ振興の中心的役割を担い、地域のスポーツ・レクリエーションに関する行事の企画・コーディネート及び指導を行います。活動については簡単に言い換えますと、ボランティアのような活動です。

### ※スポーツ基本法 第 32 条（平成 23 年 8 月 24 日 施行）

（スポーツ推進委員）

第 32 条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツ推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツ推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

### ○スポーツ推進委員の活動内容

#### 1 スポーツの推進のための事業実施に係る連絡調整

市区町村におけるスポーツの推進者、コーディネーターとしての活動

- ・地域住民、団体、行政を結ぶパイプ役として、地域の人々が求めるスポーツ機会の提供をする。

#### 2 市民に対するスポーツの推進普及や、スポーツの指導及び助言

スポーツ基本法に記されている、地域の指導者としての活動

（1）市川市スポーツ推進委員は、「地区活動」を根幹として活動する。

地区活動：地域で定期的に行う軽スポーツを中心とした教室やイベントなど

例）北方小学校でのペタンクなどを取り入れた健康づくり教室（毎週木曜日開催）

新浜小学校でのソフトバレーボールを中心とした教室（毎月第 3 土曜日開催）

(2) 市や教育委員会等が実施するスポーツ事業の企画・立案・運営協力及び指導者、スタッフとしての活動。

例) みんなでスポーツ、ファミリーデイキャンプ、市民マラソン大会 など

#### ○必要とされる資質

スポーツ推進委員は、住民と行政との連絡調整役として、市川市の目指す地域全体の関わりを重視するまちづくりの一環としてスポーツ推進を担う。結果として、指導対象者層や活動時間が多岐に渡ることから、幅広い年齢層と様々な資質を持った人材が必要とされている。

(1) 競技スポーツに関しては、各競技団体や少年スポーツクラブ等が活発な活動を行っており、受け皿も多いことから、指導者としてのスポーツ推進委員のターゲットは、日常的に運動を行っていない住民（子どもや高齢者等）であって、内容は、誰でも気軽にできる運動（軽スポーツ）が適当であると思われる。従って、競技スポーツ指導者としての資格は必ずしも要さない。

(2) 活動内容の充実や周知の拡大、多岐に渡るニーズに対応するために、スポーツ推進委員としての資質の向上を必要とすることから、「市川市公認スポーツ指導者」等の資格取得を行うなど、意欲的に自己研鑽に励むことが求められる。

#### ○市川市スポーツ推進委員連絡協議会

市川市スポーツ推進委員は、相互の連携と資質の向上を図り、市民の健康増進と体力の向上を目指し、健全な地域スポーツ・レクリエーション活動の振興に寄与するため、市川市スポーツ推進委員連絡協議会を組織している。

市川市スポーツ推進委員連絡協議会では、資質向上や委員同士の交流を図るため、独自に研修会を行っているほか、県、関東、全国で開催される研究協議会などにも参加している。